

著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）に投稿される著作物に関する、会員および著者（以下、あわせて「会員等」という）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 著作物

著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①会誌「軽金属」、共同刊行誌“Materials Transactions”掲載記事
- ②春秋大会講演概要、学会主催行事テキスト等掲載記事
- ③ 本学会のウェブサイトに掲載される記事等

(2) 著作者

会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定の著作物を創作したものをいう。

(3) 著作財産権

著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）等の権利を含む。

(4) 著作者人格権

著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）および第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

2. 著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
3. 特別な理由により第1項および第2項に定める取り扱いが不可能である場合、著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会編集委員会および著作者との協議によって定める。
4. 前項に定める場合であっても、著作者は、法令および前項に定める特別な理由の

許容する範囲において、本学会に対し、著作物について国内外で無償で利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案および二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾するものとする。

5. 投稿された著作物が本学会の出版物、予稿またはプロシーディング集あるいはウェブサイトに掲載されないことが決定された場合、本学会は、著作物の著作権を著作者に返還する。

（著作者人格権の不行使）

第4条 著作者は、本学会および本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2. 前項の既定は、本学会および本学会が著作物の使用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

（著作物の使用）

第5条 本学会に著作権のある著作物の利用については、『2421 軽金属学会に著作権のある著作物の利用ガイドライン』による。

（著作者による保証等）

第6条 著作者は、本著作物において 研究成果の捏造、改ざん、盗用や重複発表とともに不適切なオーナーシップ等の不正行為がなされていないことを保証する。なお、著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

（二重譲渡の禁止）

第7条 著作者は、第3条3項の場合を除いて、本学会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作権の譲渡をしてはならない。

（著作者の責任）

第8条 著作物の内容については著作者が責任を負い、本学会はその責任を負わない。

2. 著作物に関する第三者からの権利の侵害または著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合または発生するおそれがある場合、著作者はこれに対処する。
3. 2項において本学会に損害を生じた場合には、本学会に対し当該損害を補填するものとする。

（協議）

第9条 本規程に定めのない事項および本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者および本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

（改廃）

第10条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は平成 3 年 6 月 14 日から施行する。
2. 平成 8 年 8 月 9 日一部改定
3. 平成 9 年 2 月 25 日一部改定
4. 平成 8 年 8 月 9 日一部改定
5. 平成 9 年 10 月 17 日一部改定
6. 平成 9 年 12 月 8 日一部改定
7. 平成 22 年 6 月 15 日一部改定
8. 本規程は、一般社団法人としての第 25 回理事会（平成 26 年 6 月 24 日）にて改定した。